

## グループ内企業転籍制度規程

### 第1条（目的）

この規程は、「グループ内企業転籍制度」に関する取扱を定めたものである。

### 第2条（定義）

この規程で「グループ内企業転籍制度」とは、当社の命により当社を退職し、当社のグループ内の関連企業へ就職する制度のことをいう。

### 第3条（転籍制度実施の目的）

この制度は、社員の豊かな業務経験と能力を有効かつ適切に活用し、グループ各社の経営を向上させ、もって当グループ全体の力を強化するために実施するものである。

### 第4条（転籍者の義務）

転籍を命令された者は、当社の出身者であるという自覚を忘れることなく、転籍先の指揮命令に忠実に従うとともに、与えられた業務・職責を誠実に遂行する義務を負う。

### 第5条（対象者）

この制度の対象者は勤続年数10年以上で、かつ年齢35歳以上の者とする。

### 第6条（本人の同意）

会社は、転籍辞令の発令にあたっては「転籍同意書」により、本人の同意を取り付ける必要がある。

### 第7条（転籍先）

転籍先のグループ会社は以下のとおりとする。

### 第8条（身分）

転籍者は、転籍時をもって当社を退職する。

### 第9条（賃金）

転籍後の賃金は、転籍先の定めるところによる。

### 第10条（労働時間、休日および休暇の取扱）

転籍後の労働時間、休日および休暇については、転籍先の定めるところによる。

第 11 条（退職金の支給）

- 1．転籍にあたって、退職金規程の定めるところにより退職金を支給する。
- 2．退職金の算定において適用する勤続年数別支給係数は、会社都合退職の支給係数とする。

第 12 条（転籍先退職時の退職金）

転籍先を退職する際の退職金の取扱については、転籍先の定めるところによる。

第 13 条（定年）

転籍後の定年は、転籍先の定めるところによる。

第 14 条（福利厚生施設）

転籍者は、所轄部署の許可を得て、当社の福利厚生施設を利用することができる。

第 15 条（社宅退去）

- 1．転籍者で当社の社宅に入居している者は、退職後 1 ヶ月以内に社宅を退去しなければならない。
- 2．転籍先に社宅がなく、かつ直ちに住宅の調達ができない場合は、一定期間社宅の継続的な使用を認めることがある。

第 16 条（社会保険）

厚生年金保険、健康保険および労働保険は、転籍時に転籍先に移行させる。

第 17 条（福利厚生制度）

以下の各号に定める福利厚生制度は、原則として転籍時に解約の措置をとる。

財産形成住宅貯蓄積立制度

住宅取得資金融資制度

生活資金貸付制度

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。